

○伊達市水道事業給水条例

平成10年3月26日

条例第2号

伊達市水道事業給水条例(昭和36年条例第17号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条―第4条)
  - 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条―第14条)
  - 第3章 給水(第15条―第24条)
  - 第3章の2 貯水槽水道(第24条の2・第24条の3)
  - 第4章 料金及び手数料(第25条―第35条)
  - 第5章 管理(第36条―第41条)
  - 第6章 補則(第42条)
- 附則

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、伊達市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 伊達市水道事業の給水区域は、伊達市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第32号)第2条第2項第1号に掲げる給水区域のとおりとする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ、管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に管理者が定める。

4 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

**第8条** 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

**第9条** 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加算した額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

**第10条** 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(工事費の分納)

**第11条** 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、管理者が定めるところにより、管理者の承認を受けて、10ヵ月以内において分納することができる。

2 前項の工事費の概算額は、第2回以降の納付金で清算する。

(給水装置所有権の移転の時期)

**第12条** 管理者が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になったときとし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第13条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第14条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事費は、別に定めがあるもののほか、その必要を生じさせた者の負担とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第16条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第18条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第19条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

3 前項のメーターの位置が工作物その他により不適当となったときは、これを変更させるものとする。この場合に要する費用は、メーターの位置変更を必要とさせた者の負担とする。

(メーターの貸与)

第20条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は損傷した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

**第21条** 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- (4) 臨時に給水装置を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

**第22条** 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

**第23条** 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

**第24条** 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

### 第3章の2 貯水槽水道

(管理者の責務)

**第24条の2** 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

**第24条の3** 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当

該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、別表第1に定める基本料金と従量料金との合計額に消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(料金の算定)

第27条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が、定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第28条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を利用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により、水道を利用するとき。

2 2以上の利用者が同一メーターに接続する専用給水装置を利用する場合はその超過使用水量は、各利用者均等とみなす。ただし、管理者において特別の理由があると認めるときは、各利用者別に使用水量を認定する。

(特別な場合における水量の認定)

第29条 管理者は、水道の利用者が口径100ミリメートル以上のメーターを利用する場合、使用水量について水道の利用者と協議し、供給の確保と水道施設の維持管理の範囲において、一定の水量を認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 月の中途において水道の利用を開始し、又は利用をやめたときの料金は、次に掲げる算定方法に従い算定した額に消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1ヶ月として算定した額

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(届出等のない場合の料金算定)

第31条 第16条の規定による給水契約の申込みを行わずに給水装置を利用した場合は、前利用者に引き続き利用したものとみなし料金を算定する。

2 第21条第1項第1号の規定による給水装置の利用をやめる旨の届出がないときは、給水装置を利用しない場合であっても利用しているものとみなし、料金を算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第32条 工事その他の理由により、一時的に水道を利用する者は、水道の利用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、

この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収)

第33条 料金は、毎月徴収する。ただし、管理者は必要があるときは、2ヵ月分以上をまとめて徴収することができる。

2 月の中途において給水装置の使用をやめたときは、前項の規定にかかわらず、その都度徴収する。

(手数料)

第34条 手数料は、別表第2のとおりとする。ただし、管理者が、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。

2 手数料は、申請の受理又は証書等の交付の際徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めるときは、申込み後、徴収することができる。

3 既納の手数料は、申請事項の変更又は取消しがあっても還付しない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第23条第2項の修繕費、第26条の料金又は第34条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第27条の使用水量の計量又は第36条の検査を拒み、若しくは妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第39条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第40条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第19条第2項のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第36条の検査又は第38条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者
- (3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第26条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第41条 削除

## 第6章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(承認、検査等に関する経過措置)

- 2 この条例施行の際、この条例による改正前の伊達市水道事業給水条例の関係規定によってした承認、検査その他の処分又は申込み、届出、その他の手続きは、それぞれこの条例の相当規定によってしたものとみなす。

(手数料に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした手数料の伴う申請の受理、証書等の交付に対する手数料の適用については、なお従前の例による。

### 附 則(平成12年2月23日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る分担金、使用料及び手数料(以下「分担金等」という。)について適用し、施行日前の期間に係る分担金等については、なお従前の例による。

- (1) 分担金使用料及び手数料の過料に関する条例第3条第1項及び第2項
- (2) 伊達市廃棄物の減量及び処理に関する条例第37条
- (3) 伊達市自然公園条例第12条及び第13条
- (4) 伊達市下水道条例第33条
- (5) 伊達市水道事業給水条例第41条

### 附 則(平成12年12月20日条例第56号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。





		一 ト ル	ル	ル					
家 事 用 で	8立方メ ートルま で	950	4,150	5,880	-	-	-	-	9立方メートル以 上15立方メートル まで 1立方メートルに つき 130円
									16立方メートル以 上 1立方メートルに つき 160円
家 事 用 以 外	10立方メ ートルま で	2,000	5,190	7,380	14,070	22,960	66,660	103,810	11立方メートル以 上50立方メートル まで 1立方メートルに つき 150円
									51立方メートル以 上1,000立方メー トルまで 1立方メートルに つき 190円
									1,001立方メートル 以上5,000立方メ ートルまで 1立方メートルに つき 220円
									5,001立方メートル 以上 1立方メートルに つき 280円
浴 場 用	100立方 メートル まで	4,390円							101立方メートル 以上 1立方メートルに つき 50円
備考									
<p>1 家事用とは、一般家庭の用に使用するものをいう。</p> <p>2 家事用以外とは、家事用及び浴場用以外の用に使用するものをいう。</p> <p>3 浴場用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、入浴料金価格について統制を受ける公衆浴場又は1か月の使用水量が50立方メートル以上の共同浴場の用に使用するものをいう。</p>									

**別表第2**（第34条関係）

1 設計審査及び完成検査手数料

工事の種類		設計審査及び完成検査手数料
新設工事又は改造工事（全面改造工事）	1棟1戸建	1件につき 27,000円
	1棟2戸建以上	1戸につき 14,500円
改造工事（その他の改造工事）		1件につき 5,500円
引込管工事		1戸につき 8,500円
臨時工事		1件につき 7,500円
撤去工事		1件につき 1,000円

2 諸証明手数料 1件につき 200円